

浄化槽法改正案、成立する

2019年6月12日、衆議院より提出された「浄化槽法の一部を改正する法律案」について、参議院本会議で採決が為され、投票総数 225 の内、賛成 211 票と圧倒的多数の賛成によって同法律案が可決されました。

両院において可決された同法律案は日本国憲法第 59 条により、法律として成立します。

今回の法改正によって、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が推進される他、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士の研修機会確保についても明記され、浄化槽管理のあり方そのものが強化されることとなります。

